第 1 章

# 計画の策定にあたって

## １　計画策定の背景及び趣旨

近年、全国的な少子高齢化の急速な進行に加え、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。本市においては、令和2年3月、それまでの第1期計画を見直し、「第2期伊万里市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前計画」という。）を策定するとともに、令和4年3月には、その計画に追加する形で、「伊万里市子どもの貧困対策計画」を策定し、より総合的に子ども・子育て支援施策を推進してきました。

しかし、前計画策定後も全国的な少子化はさらに進行し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与えるおそれのある課題のほか、子どもの貧困をはじめ、虐待、いじめや体罰、不登校などの問題が深刻化しています。国では、このような子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、こども基本法を令和5年4月に施行し、子ども政策を強力かつ一元的に推進するための行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、すべての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、 等しくその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす ②社会全体の構造や意識を変える ③すべての子どもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく を戦略の基本理念とし、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざすこととしています。

そこで、本市においても、前計画が令和6年度で期間満了となることを契機に、こども基本法やこども大綱を踏まえ、これまでの子ども・子育て支援施策や子どもの貧困対策を包含した「第3期伊万里市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

■令和元年度以降の子ども・子育てに関する主な法律・計画等

| 年度 | 法律・計画等 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 令和元 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律一部改正 | 市町村に子どもの貧困対策計画の策定を努力義務化。 |
| | 児童福祉法及び児童虐待防止法改正 | 親権者等による体罰の禁止、虐待を行った保護者への児童相談所による医学・心理学的知見に基づく指導の努力義務などを規定。 |
| | 幼児教育・保育の無償化 | 10月から開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について０～２歳の住民税非課税世帯、３～５歳の全世帯を対象に実施。 |
| | 子供の貧困対策に関する大綱 | すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会をめざし、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援、支援が届かない又は届きにくい子ども・家庭への配慮、地方公共団体による取り組みの充実などを基本的な方針として、39 の指標の改善に向け取り組む。 |
| 令和２ | 新子育て安心プラン | 第２期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿（令和６年度末までに約14万人分）を整備。<br>できるだけ早く待機児童の解消をめざすとともに、女性（25～44歳)の就業率の上昇に対応。 |
| 令和３ | こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 | 内閣官房に「こども家庭庁設置法案等準備室」を設置。 |
| 令和４ | こども家庭庁設置法 | 子どもが心身ともに健康かつ幸せに成長できるようサポートをするための行政機関として「こども家庭庁」設置（令和５年４月１日）。 |
| | こども基本法 | 日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、子ども政策を総合的に推進することを目的とする。 |
| | 児童福祉法等の一部改正 | 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。<br>すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置を努力義務化。<br>妊産婦・子育て世帯・子どもが気軽に相談できる身近な相談機関として「地域子育て相談機関」を整備し、利用者支援事業の実施機関として位置づけ。<br>新規事業を含めた一部事業を「家庭支援事業」として整理し、「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけ。 |
| 令和5 | こども大綱 | 従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、「こどもまんなか社会」の実現をめざす。 |
| | こども未来戦略 | 若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを授かり、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざし、若い世代の所得向上、社会全体の構造・意識の変更、子ども・子育て世帯の切れ目ない支援を行う。<br>今後３年間の集中的な取り組みとして、「こども・子育て支援加速化プラン」を実施。 |
| | こどもの居場所づくりに関する指針 | 子どもや若者の声を聴き、子どもや若者の視点に立った居場所づくりを推進する。 |
| | 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン） | すべての子どもの誕生前から幼児期までの約100か月にわたる育ちに焦点を当て、生涯にわたるウェルビーイングの向上をめざすビジョン。 |
| | 放課後児童対策パッケージ | 放課後児童クラブの待機児童の解消をめざした新・放課後子ども総合プランの目標達成は困難な状況にあるが、早期の152万人分の受け皿整備の達成に向けて、令和5～６年度に取り組む内容を明示。 |

| 年度 | 法律・計画等 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 令和６ | 子ども・子育て支援法等の一部改正 | こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。 |
| | こどもまんなか実行計画2024 | こども大綱に示された６つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取り組みを一元的に示した初めてのアクションプラン。<br>子どもや若者の権利の保障に関する取り組みや、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にある子どもや若者・家族への支援に係る施策など、387の項目（含再掲）を提示。 |
| | 子ども・若者育成支援推進法改正 | ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、国・自治体などが支援に努めるべき対象に追加。<br>子ども・若者の年齢を定義しないことで18歳以上にも切れ目のない支援が継続できるように配慮。 |
| | 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正 | 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称変更。<br>子どもの貧困の解消に向けた対策は、「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことを明記。<br>ひとり親世帯の養育費受領率の向上を、貧困対策の指標の一つとして設定。 |

## ２　計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」、さらには、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を一体的に策定した計画です。

また、令和5年度以降、それまでの母子保健の国民運動から成育医療等基本方針に基づく国民運動として位置づけられた「健やか親子21（第3次）」の趣旨を踏まえたものとします。

さらに、本計画は、「伊万里市総合計画」の個別計画として位置づけ、福祉分野の上位計画である「伊万里市地域福祉計画」をはじめ、「伊万里市障がい者計画」「伊万里市男女協働参画基本計画」等の各分野別計画とも整合性を図りました。

## ３　計画の期間

この計画は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5か年計画とします。

■計画の期間　（年度）

| 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第２期伊万里市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度） | | | | | **第３期伊万里市子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）** | | | | |

## ４　計画の策定体制

### （１）伊万里市子ども・子育て会議における審議

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策の推進に係る検討を行うために、「伊万里市子ども・子育て会議」において審議を行いました。

### （２）伊万里市の子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育てに関する実態や意識、ニーズなどを把握し、計画策定のための基礎資料とする目的で、就学前児童及び小学生の保護者を対象に「伊万里市の子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

**●伊万里市の子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施概要**

| | |
|---|---|
| 調査対象 | ①　伊万里市在住の就学前児童の保護者の中から無作為抽出した1,000人<br>②　伊万里市在住の小学生の保護者の中から無作為抽出した1,000人 |
| 調査方法 | ●郵送配布・郵送回収 |
| 調査期間 | ●令和6年2月26日（月）～令和6年3月15日（金） |
| 回 収 数 | ①　414件（回収率41.4%）<br>②　418件（回収率41.8%） |

### （３）伊万里市子どもの生活状況調査の実施

子どもの将来が、家庭の経済的理由などによる生まれ育った環境に左右されることがないよう、また貧困が世代を越えて連鎖することがないよう必要な環境整備を図るための基礎資料を得ることを目的に、「伊万里市子どもの生活状況調査」を実施しました。

**●伊万里市子どもの生活状況調査の実施概要**

| | | |
|---|---|---|
| 調査対象 | 保護者 | ①　伊万里市在住の小学5年生・義務教育学校5年生と中学2年生・義務教育学校8年生の子どもの保護者全員（1,005人） |
| | 子ども | ①　伊万里市在住の小学5年生・義務教育学校5年生全員（497人）<br>②　伊万里市在住の中学2年生・義務教育学校8年生全員（508人） |
| 調査方法 | 共通 | ●学校を通じて配布・回収 |
| 調査期間 | 共通 | ●令和6年2月26日（月）～令和6年3月15日（金） |
| 回　収　数 | 保護者 | ①　707件（回収率70.3%） |
| | 子ども | ①　379件（回収率76.3%）<br>②　356件（回収率70.1%） |

### （４）パブリックコメントの実施

令和7年1月27日から令和7年2月20日まで計画案を公表し、それに対する市民から意見を求めるパブリックコメントを行いました。